

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p> <p>附 則 (平成 29 年 1 月 18 日経企第 1522 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 20 日から実施します。 (ドコモの学割 2017 の適用)</p> <p>2 この附則実施の日から平成 29 年 5 月 31 日までの間において、X i 契約の締結 (当社が別に定める電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)があった場合は、ドコモの学割 2017 (第 5 項第 2 号又は第 3 号の規定により、データ定額パック (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(8)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) の適用が開始される日 (以下この項において「適用開始日」といいます。) から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 11 暦月の間の X i カケホーダイプラン (スマホノタブ) 、X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイプラン (S I Mフリー) の基本使用料について 1,000 円を減額する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。) の申出があったものとみなして取扱い、ドコモの学割 2017 を適用します。</p> <p>3 ドコモの学割 2017 の適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者に限ります。</p> <p>(1) 満 26 歳に満たない者であって、一般契約 (その契約に係る X i が、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているもの) に限ります。以下この附則において同じとします。) 又は定期契約を新たに締結する者。</p> <p>(2) 利用者 (満 26 歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。) のためにドコモの学割 2017 を選択することに同意を得ている者 (利用者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。) であって、一般契約又は定期契約を締結している者。</p> <p>4 前項の規定によりドコモの学割 2017 の適用に係る申出を行うときは、次のいずれかに該当する 1 の利用者を指定し、第 74 条の 2 (利用者登録) に規定する利用者登録を行っていただきます。</p> <p>(1) 前項の(1)の申出に係る利用者は、同号の規定によりその申出を行う者。</p> <p>(2) 前項の(2)の申出に係る利用者は、その申出を行う者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。</p> <p>5 当社は、ドコモの学割 2017 の適用に係る申出があったときは、その申出を行った X i 契約者に係る X i が、その X i 契約の締結と同時に、次の(1)及び(2)、又は、(1)及び(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合に限り、その申出を承諾します。</p> <p>(1) 総合利用プラン (X i カケホーダイプラン (スマホノタブ) 、X i カケホーダイライトプラン又は X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)) に限ります。) を選択すること。</p> <p>(2) データ定額パック (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 の(8)の 2 に規定するものをいい、ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックに限ります。以下この附則において同じとします。) を選択すること。</p> <p>(3) 共有対象回線 (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) となる場合であって、その共有回線群 (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) に係る共有代表回線 (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) の契約者がデータ定額パックを選択していること。</p> <p>6 当社は、ドコモの学割 2017 の適用を受けている X i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモの学割 2017 の適用を廃止します。</p>	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p>

- (1) 基本使用料の料金種別がX i ケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i ケホーダイライトプラン又はX i ケホーダイプラン（SIMフリー）以外となったとき。
 - (2) データ定額パックの廃止があったとき。
 - (3) そのX i が共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にデータ定額パックを選択する場合を除きます。）。
 - (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
 - (5) X i の電話番号保管があったとき。
 - (6) 名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます）。
 - (7) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- 7 当社は、ドコモの学割 2017 を廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてドコモの学割 2017 の適用対象とします。
- 8 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモの学割 2017 の適用対象とします。
- 9 ドコモの学割 2017 の適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、ドコモの学割 2016（経企第 1689 号（平成 28 年 1 月 20 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）、ドコモの学割 2016（家族）（経企第 1719 号（平成 28 年 1 月 28 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）、光スマホ割キャンペーン（経企第 1665 号（平成 27 年 2 月 12 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）及びシニアはじめてスマホ割キャンペーン（経企第 94 号（平成 27 年 4 月 16 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）に規定する減額を適用しません。